

村岡県議の一般質問と答弁

【村岡県議】

1、深刻な新型コロナウイルス感染拡大から県民の命と暮らしを守れ

(1) 医療崩壊を防ぎ公衆衛生の強化を

新型コロナウイルス感染は全世界で爆発的に拡大し、感染者は 6500 万人を超え、死者は 150 万人以上、ヨーロッパの国々では再びロックダウン（都市封鎖）に入りました。わが国でも感染者は過去最多の 15 万人を超え、専門家からは「第 3 波到来」との認識が示されました。この危機的事態に、政府肝いりの「G o T o」トラベルとイートは見直しを迫られ、本県でも「イート」は見直され、4 日からは一部飲食店で時短営業が実施されました。県は 11 月 30 日、「フェーズ 4」への移行を決定し、感染病床 1400 床確保への努力が続けられています。しかし、2 日時点で感染者は 1282 人、入院患者数も過去最多の 579 人となっています。わが党は、感染拡大の抑止は「検査・保護・追跡」を一体に推進してこそ可能と、繰り返し提案してきました。そこで、知事に伺います。この立場に立って「フェーズ 4」対策を万全なものとして、県民の命と暮らしを守って頂きたい。知事の決意をお聞きかせ下さい。

【大野知事】

村岡正嗣議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「深刻な新型コロナウイルス感染拡大から県民の命と暮らしを守れ」のお尋ねのうち「医療崩壊を防ぎ公衆衛生の強化を」のフェーズⅣ対策を通じて県民の命と生活を守る決意についてでございます。

議員お話しの保護・追跡を行うためには検査が必要であり、県では「埼玉県指定診療・検査医療機関」の指定を進めており、現在 1, 100 を超える医療機関を指定しております。

また、保護を行うためには、病床のひっ迫を防ぐ必要があり、そのためには重症患者の急増を抑えるとともに、入院受入れ体制を強化することが必要です。

高齢者施設のクラスター対策は最優先の課題であり、その着実な実施により、高齢者の重症化を防ぎ、医療機関の負担を軽減できると考えています。

入院受入れ体制については、専用医療施設の整備を進めており、全ての施設が完成する来年 3 月には 1, 408 床を確保する見通しです。

また、新型コロナ陽性患者の受入れ病床とは別に疑い患者の受入れ病床 234 床を確保しているほか、新型コロナの治療を終えた方の転院を受け入れる後方支援医療機関として 150 の医療機関を「転院支援システム」に登録し、転院を促すことで、コロナ陽性患者の受入医療機関を支援しています。

これらの取組により、疑い患者の時点から新型コロナの治療終了後まで、一貫した入院受入れ体制の構築を進めてまいります。

【村岡県議】

2021年度の予算編成に関わり新聞各紙が、来年度は歳入不足に陥る見通しと、伝え、知事の予算編成の基本方針については、「行財政改革」「あらゆる財源の確保」「事業の選択と集中の徹底」「歳入歳出両面からの見直し」と報道しました。この記事に接した多くの社会福祉関係者からは、真っ先に県単独事業から切り捨てられるのではないかと、との危惧の声がっています。

コロナ禍だからこそ、徹底して不要不急の事業見直しを行い、県民の最後のセーフティネットである、医療や介護、福祉に関わる県単独事業については、絶対に削減してはならないと考えますが、どうか。コロナ禍で医療崩壊の危機に晒されながらも、命がけでたたかっている医療従事者と医療機関に対しては、県独自の財政出動により支援の拡充こそすべきです。知事の所見を伺います。

【大野知事】

次に、徹底して不要不急の事業見直しを行い、医療や介護、福祉に関わる県単独事業を削減しないことについてでございます。

令和3年度予算編成において、現時点で1,475億円の財源不足が見込まれていますが、ゼロベースで事業を果敢に見直し、選択と集中を徹底することで、セーフティネットに必要な財源を確保いたします。

次に、医療従事者と医療機関に対しては、県独自の財政支出により支援を拡充すべき、についてでございます。

新型コロナ対策は、本来、国が必要な財源を確保すべきと考えますが、国の支援では必ずしも十分でない部分もあります。

そこで、医療従事者と医療機関への支援として、受入医療機関に対する入院協力金約39.5億円や入院治療に携わる看護職員手当への支援約16.9億円など県独自の支援を行っております。

今後とも財政支援の拡充を国に要望するとともに、必要な場面においては県独自の支援も検討してまいります。

【村岡県議】

世界保健機関は公衆衛生について、臨床の医学に対する形として、「組織された地域社会の努力を通して、疾病を予防し、生命を延長し、身体的、精神的機能の増進をはかる科学であり技術である」と定義しています。その対象範囲は非常に広く、健康格差や感染症対策、たばこやアルコールの制限を通じた予防、食品衛生や栄養改善、水道整備、不慮の事故の防止、産業保健など幅広いテーマに及びます。今、世界中が、新型コロナウイルス感染症とのたたかいを通して、公衆衛生の重要性を再認識したのではないのでしょうか。改めて、公衆衛生の意義について、知事の認識をお答え下さい。

【大野知事】

次に、公衆衛生の意義についての私の認識でございます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、経済に悪影響をもたらすとともに、人と人との交わりが制限されるなど、社会活動の妨げになっています。

こうした新型コロナウイルスのまん延を防止し、収束するために取り組む公衆衛生活動は社会経済を支える重要なインフラであるとの認識を一層強くいたしました。

そこで、クラスター対策を支援するCOVMA Tの創設等による保健所の負担軽減と同時に、職員の応援体制の構築など、公衆衛生の広域的、専門的な拠点である保健所の体制整備を図り、さらには私自ら医師会や看護協会、医療機関などに働き掛け、緊密な連携に意を用いてまいりました。

また、身近な保健サービスを提供する市町村との連携を強化するため、保健所に連絡調整専任の副所長を配置するとともに、12月からは市町村保健師を県職員に併任する仕組みもスタートをさせています。

グローバルな人の移動が盛んな今日では、今後も新たな感染症が発生するリスクは小さくありません。

保健師を増員し保健所の更なる体制強化に取り組むとともに、関係団体や医療機関、市町村と協力し、新たな感染症の発生に備えた公衆衛生の一層の充実に努めてまいります。

【村岡県議】

本県では保健所とともに公衆衛生の一翼を担っているのが、埼玉県衛生研究所です。厚生省事務次官通達「地方衛生研究所設置要綱」では「地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県または指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。」としています。

私は衛生研究所の設置根拠がこの通達のみと知り本当に驚きました。本県としての設置根拠は、「埼玉県行政組織規則第51条」に規定されているのみです。

知事、地方衛生研究所の設置根拠について、その役割の重要性に鑑みて、国に法整備を求めるお考えはありませんか。本県として、せめて条例に位置付けるべきではありませんか。お答え下さい。

【大野知事】

次に、地方衛生研究所の設置根拠について、国に法整備を求める考えはないか、県としてせめて条例に位置付けるべきではないかについて、でございます。

地方自治法は、住民の権利義務に密接な関係のある機能を担当する「行政機関」について、法律又は条例で定めることを求めています。

衛生研究所は、こうした機能を担当しない「内部組織」であり、本県では行政組織規則で規定しています。

一方、これまでも全国衛生部長会などから、地方衛生研究所の役割の重要性に鑑みて、その在り方の見直しを国に求めてきました。

去る11月25日には、九都県市首脳会議として、地方衛生研究所の法律上の位置付けの

明確化を菅義偉総理大臣に要望をしたところでございます。

本県ではかねてから衛生研究所の機能強化に力を入れておりますが、法整備については九都県市首脳会議などで要望したところであり、国の対応をまずは見守りたいと考えております。

(2) コロナ危機から地域経済と営業を守るために

現在の新型コロナ感染拡大による地域経済への影響は極めて深刻であり、企業破綻の増加に如実に表れています。私の地元、川口は全国屈指の中小企業の集積する町の一つですが、産業界の方々、地域の業者の方々、誰に聞いても、「年末資金が心配だ」「コロナで売上は落ち込むばかりだ」「単価が30%ダウンされた。それでも受けざるをえない」など切実な声です。建設産業も深刻です。特に住宅や店舗に関わる業者からは「リフォーム工事がキャンセルとなった」「この40年間、これほど仕事がなくなったのは初めてだ」など、悲鳴が上がっています。他方で、コロナ感染対策として、玄関先への手洗い場の設置や室内換気システムの見直しなど新たな工事需要も起こっています。

年未年始を目前にして「追加の支援がないと年を越せない」これが共通した声です。今、年を越すための一手が本当に大事なときにきています。

知事は、こうした本県の経済の現状をどうお考えですか。コロナ感染は今や第3波到来と言える状況です。第2弾となる持続化給付金の支給が必要です。国に強く求めていただきたい。答弁を求めます。

【大野知事】

次に、「コロナ危機から地域経済と営業を守るために」の本県経済の現状認識についてでございます。

県内中小企業を対象とした埼玉県四半期経営動向調査では、4月から6月期の景況感は一マンショックを超える過去最大の下げ幅で悪化しました。

7月から9月も非製造業を中心に持ち直しの動きがみられたものの、景況感の水準は依然として低く、厳しい状況が継続しております。

現在も感染症の拡大により、更に厳しさが増していると認識をしています。

次に、持続化給付金第2弾の支給を国に強く求めることについてでございます。

厳しい経済状況を踏まえ、これまでも持続化給付金の複数回給付や売上減少要件の緩和について、全国知事会を通じて国に要望をしてまいりました。

また、西村康稔経済再生担当大臣にお会いをし、雇用調整助成金の補助率引上げなど、県内中小企業向けの経済対策や雇用対策の拡充を国に直接提言をしてまいりました。

引き続き、日々変化する状況も踏まえ、必要と判断すれば私自らが行動し、国に働き掛けてまいります。

【村岡県議】

県の制度融資については、様々なご意見が寄せられています。「銀行はどこでも貸すには

貸してくれる。ただ、リスク（返済期間の変更）まで相談にのってくれるのは信用金庫、都市銀行は貸すだけだ」「利息だけの支払いで据置き期間を延長してもらいたい」の声は大きく、「信用保証協会は窓口対応が型通り過ぎる」などの声もありました。県はコロナ禍での経済対策として制度融資の拡大をいたしましたが、これらの制度融資の執行状況は約7割と伺っています。12月には新たな資金需要拡大が予想されます。さらなる融資の利用拡大を図るべきです。また、据置き期間の延長など柔軟な対応を金融機関に対して強く指導して頂きたい。国に対しては、返済に苦しむ事業者への支援策を強く要望して頂きたい。合わせて3点産業労働部長の答弁を求めます。

【産業労働部長】

御質問1「深刻な新型コロナウイルス感染拡大から県民の命とくらしを守れ」の(2)「コロナ危機から地域経済と営業を守るために」のうち、まず、融資の利用拡大を図るべきについてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県では例年3,600億円の融資枠を1兆2,000億円まで拡大し、10月末現在の融資実績は、45,180件、8,293億円と大変多くの方に御利用いただいております。

制度融資の実績は、6月をピークとして減少傾向にありますが、11月以降に感染症の更なる拡大もみられ、年末には事業者の資金需要の高まりも見込まれます。

そのため、11月27日に、金融機関に対して、年末を迎えるに当たり、感染症の影響を受けた事業者に対する柔軟かつきめ細やかな対応や一層の金融円滑化に御尽力をいただきたい旨の要請を行ったところでございます。

次に、据置き期間の延長など柔軟な対応を金融機関に対して強く指導して頂きたいについてです。

県では4月以降順次、経営安定資金、経営あんしん資金の据置き期間を1年から最長5年に延長し、事業者の負担軽減につながるよう要件を緩和してまいりました。

また、返済負担の緩和や借換えなどの条件変更に対応していただくよう、金融機関や信用保証協会に対しまして、本年1月以降計8回にわたり要請を行っており、引き続き、必要に応じて要請を行ってまいります。

次に、国に対しては、返済に苦しむ事業者への支援策を強く要望して頂きたいについてです。

県では、全国知事会などを通じまして、新型コロナウイルス感染症対応資金の申込期間や利子補給期間の延長など支援制度の更なる拡充について国に要望を行っております。

今後も、感染症の影響を受けた事業者に対して制度融資の周知を図るとともに、金融機関などに対して柔軟な対応を要請してまいります。

【村岡県議】

家賃支援など固定費の直接支援は非常に重要と考えますが、県の中小企業・個人事業主家賃支援金支給は予算に対してわずか5%と少な過ぎます。加えて、「県の申請は厳し過ぎる。

せめて、国からの決定通知ハガキと銀行通帳の写し・免許証ぐらいに簡素化してもらいたい」との切実な要望が寄せられています。そもそも県の家賃支援は国の制度への上乗せですから、手続きは国の支給決定だけで十分とすべきです。家賃支援の申請を簡素化し、速やかに必要な事業者に届くよう図って頂きたい。このままでは家賃支援は、予算を使いきれぬまま年度を終了してしまい、地方創生臨時交付金を国に返還するになってしまいます。産業労働部長の答弁を求めます。

【産業労働部長】

次に、家賃支援の申請を簡素化し、速やかに必要な事業者に届くよう図って頂きたいについてです。

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている事業者を支援するため、国の家賃支援給付金に上乗せして支給する制度です。

申請の簡素化につきましては、県への提出書類を国に提出した写しとすることで、新たに用意していただく書類を不要とするなど、申請者の負担軽減と速やかな支給に努めております。

さらに、埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金を受けた事業者が申請する場合は、その情報を引き継ぎ、基本情報の入力簡略化や、振込口座の写し等の提出書類を不要とし、申請の簡素化を図っております。

11月末現在の累計の申請件数は7,981件で、そのうち84%の支払手続きが完了しております。

今後とも、家賃支援金を必要とする事業者の皆様速やかに届けることで、厳しい経営状況にある事業者を支援してまいります。

【村岡県議】

（3）孤立と困窮に苦しむ学生の実態を把握し、緊急支援を求める

コロナ禍の下で学生も危機的な状況におかれています。私は先日、若い皆さんから直接お話を聞くことができました。「オンライン授業のため、一コマ授業のたびレポート提出で、1週間で膨大な量のレポートに追われる」「まだ、大学に行っていない。私は、本当に大学生なのか」「今日もコンビニの店員さんとしかししゃべっていない」の声です。今も大学ではオンライン授業が続き、学生は部屋にこもり課題に追われ孤立し、危機的な精神状態に追い込まれていると聞きました。加えて、コロナ禍で家族や学生自身の収入は激減し、コロナ対応で逆に出費は増え、生活困窮が広がっています。「アルバイトのシフトが入らないのでご飯が食べられない」「1日1食にしてとにかく動かないようにしている」「お米を炊いてお醤油をかけて食べている」「果物や野菜はぜいたく、安いモヤシが学生の味方です」との悲痛な訴えに胸が痛みました。授業のリモート化に伴って、パソコンやwifiなどの通信費、水光熱費の増加など、経済的負担は増すばかりとのこと。マスコミは「あしなが育英会」の「奨学金受給者の4人に1人が退学を考えたことがある」と報道しました。そもそも、日

本の学費が高過ぎることが問題の根本にあります。学生たちの実態の深刻さに政治の責任を痛感した思いです。まず、こうした学生の抱える不安や、食べることさえ難しい生活困窮について、知事はどう思われますか、認識をお答え下さい。

【大野知事】

次に、「孤立と困窮に苦しむ学生の実態を把握し、緊急支援を求める」の、学生の抱える不安や食べることさえ難しい生活困窮についての認識でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、パートやアルバイトをしている学生の方々は勤務日数や労働時間の減少など雇用環境が厳しくなっております。

5月に行われた全国大学生生活協同組合連合会のアンケート調査でも、5割以上の学生がアルバイト収入が減少する見通しであり、6割以上がこの先、経済的な不安があるとの回答がありました。

コロナ禍が続く中で、学生の経済的な負担感や不安感は増しており、この状況が長く続くと希望ある若者の未来を奪いかねず、心を痛めております。

県では、これまでコロナ禍での生活や資金、住まいに不安がある方々への相談先や支援制度について、彩の国だよりや新聞、県ホームページなどにより周知をしてまいりました。

加えて、新型コロナの影響で生活資金を必要とする方に貸し付ける資金について、学生向けのチラシを作成し県内182の大学や専修学校等(とう)に配布し、貸付けを行っているところであります。

一方で、学生の相談先は友人や保護者、兄弟姉妹など身近な人が多いと聞いておりますが、内容によっては、公的な相談機関の窓口を利用することも必要と考えます。

生活に困窮する学生の相談先として自立相談支援機関が県内に59か所あり、その存在を認識していただけるよう、大学等(とう)に更に周知するとともに、生活資金の貸付けについても学生に向けてオンラインで広報するなど大学に依頼をしてまいります。

生活に困窮する学生を誰一人取り残さず、夢と希望の持てる埼玉の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

【村岡県議】

こうした状況の中、学生を心身両面から支援する「フードパントリー」いわゆる「食糧支援プロジェクト」が各地で取組まれています。私も地元の東川口駅近くで行われたフードパントリーに参加させていただきました。主催団体の日本民主青年同盟は、全国32都道府県で約300回、大学周辺の公園や公民館、駅前等を利用して、食料品や日用品等を、無料で配布する緊急食糧支援に取り組んでいます。埼玉県民青は、11月末時点で、延べ20回以上フードパントリーに取り組み900食分、1.8トンのコメを配布してきました。費用は県民からのあたたかい寄付だそうです。食料を配る一方で、その悩みを聞き、具体的支援もしています。貧困家庭を対象にしたフードパントリーは、様々な団体によって取組まれ、全県に広がっています。そこで提案ですが、こうした団体に、県内にある大学周辺でフードパントリーを行ってもらえるように、県にコーディネイト役を果たして頂きたいが、福祉部

長よりお答え下さい。

【福祉部長】

御質問1「深刻な新型コロナウイルス感染拡大から県民の命とくらしを守れ」の(3)「孤立と困窮に苦しむ学生の実態を把握し、緊急支援を求める」のうち、「大学生を対象としてフードパントリーを行うよう、県がコーディネートすること」についてお答えを申し上げます。

県では、これまで、ひとり親世帯を対象に食料を配布するフードパントリーに対して、食材や開催場所を提供する県内企業とのマッチングを行い、その活動を支援してまいりました。

コロナ禍において、困窮する大学生に対してもフードパントリーの活動が広がっていくことは、意義があると認識しております。

フードパントリーは、表に現れにくい支援を求める声に、それを知り、役に立てればという多くの人の想いが響いて成り立つものと思っております。

そうしたことから、まずは、大学等(とう)を通じて、コロナ禍で困窮している大学生の声やフードパントリーへのニーズ等(など)について把握してまいります。

また、大学生を対象としたフードパントリーを実施したいという意向のある団体などには、セカンドハーベスト・ジャパンやフードバンク埼玉などの食材を提供する団体を御紹介させていただきます。

今後は、大学生を対象としたフードパントリーの支援について、運営団体等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

【村岡県議】

(4) 文化・芸術は生きる喜び、その灯を守り抜くこと

文化・芸術分野は、コロナ危機で大きな打撃を受けました。イベントは再開されましたが、「第3波」といえる感染拡大で今後の活動が懸念されます。文化芸術基本法は「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである」とうたっています。私は先日、埼玉県が、11月から来年3月まで「さいたまアート・フェスタ」を実施していると知り、埼玉会館で開催された「ハロー！オーケストラ・ファミリーコンサート」に行ってきました。消毒・検温、時間差退場など、コロナ対策がとられていました。夕方5時からのコンサートに、思いのほか小さいお子さんが多いのに驚きました。開演前のざわつきも演奏が始まった途端に静まり返り、楽器紹介の時には、身をのり出して目を輝かせ聴いていました。アンコールでは会場が一体となって手拍手に包まれました。「楽しかったね」「来てよかったね」母子の会話が聞こえました。大人も子どもも演奏家もこういう機会を待っていたのです。会場全体に喜びが溢れていて、私は胸が熱くなりました。コロナ禍であっても、文化芸術が必要とされていることを目の当たりにしました。そこで伺います、文化芸術の灯を消してはならないという知事の決意をお示し下さい。また、超党派の国会議員による「文化芸術振興議連」などが、国へ要望している「文化芸術復興基金」の創設を本県からも強く求めて頂きたい。答弁を求めます。

【大野知事】

次に、「文化・芸術は生きる喜び、その灯を守り抜くこと」のうち文化芸術の灯を消してはならないという決意についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、県内のホールでは予定されていた公演の中止や延期、入場制限が行われるなど、文化芸術分野は停滞を余儀なくされています。

一方、本年7月に県が県民を対象に実施した調査によれば、約8割の方が「コロナ禍でも文化芸術が必要だ」と回答をされておられます。

私は、先行き不透明なコロナ禍の今だからこそ、人々に感動や安らぎを与え、心を支える文化芸術の役割は極めて重要であり、人々の期待も一層強まっていると確信をいたしました。

新型コロナウイルスに関する知見が集積されつつある現在、感染症対策を徹底することで、文化芸術鑑賞など人々の心の火を灯し続けることは可能です。

議員お話しのファミリーコンサートも、入場時の体温チェック、手指の消毒、マスクの着用、十分な換気などの感染対策を徹底的に行い、結果として多くの皆様に御満足をいただきました。

また、これまで大宮公園で開催していた和文化の総合イベント「埼玉 WABI SABI 大祭典」も、今年は11月22日に、スタジオからの中継と動画を組み合わせてオンラインで発信し、約1万5,000回もの視聴をいただいたところです。

引き続き、コロナ禍にあっても、徹底した感染防止対策を図りながら、オンライン等の手段も活用して、しっかりと文化芸術の発信を続けてまいります。

次に、国に対して「文化芸術復興基金」を創設するよう強く求めることについてでございます。

本年5月、国会の超党派の文化芸術復興議員連盟は、新型コロナウイルス感染拡大により苦境に陥っている文化芸術関係者を支援するため、政府に対し要望を行いました。

内容は、総額500億円規模の緊急支援策の実施と、文化芸術を復興するための基金の創設の2本柱であります。

このうち緊急支援策について、政府は本年6月の第2次補正予算で総額560億円の支援策を創設し、申請者が利用しやすいように制度の改善を図りながら、現在、第4次の募集を進めています。また、基金の創設につきましても、本年5月、「文化芸術復興創造基金」を創設し、現在民間からの寄附を募っているところと伺っております。

今後、政府はこの基金を活用しながら文化芸術活動を支援していくとの方針を示しておりますので、県としてはその動向をしっかりと注視してまいります。

【村岡県議】

ある劇団では18年続けてきた平和をテーマにした朗読劇を、今年は断念しようとしたが、「やって欲しい」という強い要望に応え、1日だけの2公演を実施したそうです。入場者は2回合わせて50人。3密対策のために、観客に対してフェイスマスクを準備し、出演者にはPCR検査を自費で行ったそうです。学校公演を手掛けている別の劇団では、遠くの学

校から「是非、来て欲しい」の要請に、悩んだ挙句、上演を決めました。本来なら全校生徒で観てもらおう劇を、学年毎3回に分けて上演したため、財政負担は大きかったそうです。しかし、生の舞台に触れた子ども達から、「まだまだ見ていたいな〜とげいじゅつかんしょうかいが終わっても思っていました」などの、たくさんの感想文が送られてきてそれに励まされ、次の舞台の準備に入ったそうです。そこで県として是非実施していただきたいのは、フリーランスの芸術家や劇団、オーケストラなどにとっての、練習や、打ち合わせのため会場の使用料負担への支援です。文化芸術活動の支援策として、県有施設の使用料を減免をして頂きたい。また、コロナ禍で、オンラインによる舞台鑑賞等が行われていますが、県としても、こうしたオンラインによるイベントを企画して、文化・芸術団体を支援して頂きたい。県民生活部長より答弁ください。

【県民生活部長】

御質問1「深刻な新型コロナウイルス感染症拡大から県民の命とくらしを守ること」の(4)「文化・芸術は生きる喜び、その灯を守り抜くこと」についてお答えを申し上げます。

まず、県有施設の使用料を減免して文化芸術活動を支援することについてです。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、文化芸術団体の皆様には感染症対策を徹底し、出演者と観客双方の安全を確保しながら活動していただいております。

このような継続的な活動は、本県の文化芸術の灯をともし続ける大きな力となっております。

そこで、県では文化振興基金を活用してこれらを支援しているところです。

今年度はコロナ禍の状況を踏まえ、これまで2回であった募集期間を3回に増やすとともに、会場使用料にも活用できる助成金を70団体に交付決定いたしました。

また、国においても本年6月に様々な文化芸術団体やフリーランスの芸術家なども活用できる総額560億円の支援策を創設し、現在も申請を受け付けているところです。

議員からは「県有施設の使用料を減免すべき」との御提案をいただきましたが、県としては、まずはこの支援制度を積極的に活用していただくとともに、関係者の御相談にもきめ細かく対応して、文化芸術活動を支援してまいります。

次に、オンラインによるイベントを企画して文化芸術団体を支援することについてです。

県ではコロナ禍においてインターネットで配信するオンライン開催を、新たな文化芸術の発信方法と位置付けて取り組んでおります。

そのモデル的な取り組みとして、本年11月22日、和文化の総合イベント「埼玉WABI SABI大祭典」をオンラインで開催いたしました。

特設ウェブサイトでは、獅子舞や歌舞伎、書道、生け花、和楽器演奏など17のパフォーマンスを、生ライブと事前収録を織り交ぜて配信し、現在もアーカイブで視聴することができます。

これまでのアクセス回数は5万8千回、動画の再生回数は1万5千回と高い関心をいただいております。

オンライン開催は、出演者の方には広く発表できる機会を確保することができ、観客の皆

さんには安全にいつでもどこでも何度でも鑑賞できる、自由度の高い安全な情報発信方法です。

今後とも、オンラインならではの強みを生かす発表機会を拡大、拡充して、文化芸術活動をしっかりと支援してまいります。

【村岡県議】

2、災害死亡者ゼロへ、実効ある避難計画と感染症対策を

2014年の甚大な被害となった大雪災害では、群馬県、埼玉県、新潟県、の災害時相互応援協定に基づき、新潟県から大型除雪車両の派遣を受け助けて頂きました。総務省は2018年、災害時に不足しがちな自治体職員を被災地外から補うことを目的に「被災市区町村応援職員確保システム」を導入しました。2018年の西日本豪雨において本県は、倉敷市へ県職員42名、県内市町職員40名を派遣、令和元年房総半島台風では、富津市及び南房総市へ県職員延72名、市町職員延182名が派遣され、支援活動を行いました。他方、昨年の台風19号では本県も甚大な被害を受けましたが、県内どの市町村も他県への応援要請はしなかった、とのこと。応援があれば復旧がもっと早く進んだのでは、との声も聞かれました。

想定外の災害や大規模災害が予想され、広域での自治体間協力が益々求められます。そこで県として、自治体連携をさらに推し進めて頂きたい。同時に、派遣職員の貴重な経験を教訓化して、今後の災害対策に生かして頂きたい。危機管理防災部長よりお答え下さい。

【危機管理防災部長】

御質問2「災害死亡者ゼロへ、実効ある避難計画と感染症対策を」のうち、広域での自治体連携のさらなる推進及び派遣職員の貴重な経験を教訓化し今後の災害対策に生かすことについて、お答えを申し上げます。

まず、広域での自治体連携のさらなる推進についてでございます。

昨年の令和元年東日本台風では、全国の自治体から様々な応援を受け、災害対応にあたる県や市町村の大きな支えとなりました。

例えば、大阪府の職員には大阪府北部地震の経験を生かして災害救助法の実務に当たっていただき、また熊本地震を経験した熊本県と熊本市の職員には、応急仮設住宅への入居受付の段取りなどで支援をいただきました。

さらに、神戸市にある防災研究機関の「人と防災未来センター」の職員には、被災した方々の生活再建の支援をはじめ、災害対応全般にわたり数多くの有益な助言をいただいたところでございます。

災害の規模が大きくなるほど、被災自治体のみでの対応は困難となりますので、広域的な自治体連携は不可欠でございます。

そのため、議員お話の被災市区町村応援職員確保システムについて、防災担当課長を集めた会議や研修会など様々な機会を捉え、その有効性を市町村に丁寧に説明し、大規模災害時

に速やかに活用できるようにしてまいります。

また、県は九都県市や三県知事会議などの枠組みで相互応援協定を結んでおりますので、訓練や合同研修会などを通じて、一層の連携を推進してまいります。

次に、派遣職員の貴重な経験を教訓化し、今後の災害対策に生かすことについてでございます。

県では、被災地に派遣した職員の経験を、本県の災害対策に生かすよう努めてまいりました。

例えば、熊本地震では、車中泊避難者のエコノミークラス症候群を予防するための弾性ストッキングや使い捨てトイレの備蓄に繋がりました。

平成30年西日本豪雨では、派遣した職員の200を超える気づきを事例集としてまとめ、全ての市町村と共有をいたしました。

また、東日本大震災の被災地支援として宮城県で災害救助法の事務を担当していた職員が令和元年東日本台風における本県の災害救助事務に中心となってあたっております。

今後も、県内市町村とともに積極的に職員派遣を進め、被災地で得た貴重な経験や教訓を生かし、本県全体の災害対応力の向上を図ってまいります。

【村岡県議】

県議団は先日、読売新聞で紹介された「大宮区の三橋4丁目自治会による避難行動要支援者の見守り活動」について、自治会役員さんからお話を伺ってきました。まず取組の丁寧さ緻密さに驚きました。コロナ禍という困難の中を、自治会役員と民生委員が合同で個別訪問調査を行い、真に見守りの必要な方を把握するため、地図落とし、見守り実施責任体制表の作成、訪問調査等全体集約調書、避難行動要支援者の施設利用者登録名簿の作成、さらに特筆すべきは、見守り支援者連絡カードを4枚づくり、要支援者の方、その方を見守る近隣の方、担当する自治会役員と民生委員、がそれぞれ持って災害時には助け合うシステムです。さらに自治会は、地域の特養ホームをお願いをして、避難の際、公民館から体育館、福祉施設へと、移動が困難な介護度の重い住民は、ダイレクトに受け入れてもらえるよう協定を結んでいます。逆に自治会は、災害の迫った時、特養ホーム入居者を2階へ避難させるお手伝いをするそうです。地域内の二つの医療機関とも協定を結び、災害でけが人が出た場合は、診察してもらえるようにしています。私はこうした災害弱者に寄り添った自治会の取組み、役員さんらの決して犠牲者を出さない、という固い決意に触れ本当に感激しました。

福祉部長、紹介した自治会の取組みは教訓に溢れていると思いませんか。見解をお聞かせ下さい。現在、本県での避難行動要支援者名簿に基づく情報同意者に対する個別計画の作成率は38%にとどまっています。是非、県としてこの事例に学んで、市町村を励まし個別計画の作成にリーダーシップを果たして頂きたい。答弁を求めます。

【福祉部長】

次に、御質問2「災害死亡者ゼロへ、実効ある避難計画と感染症対策を」についてでございます。

県ではこれまで、全ての市町村が避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成に着手することを目標に、研修会を実施するとともに計画作成に着手していない市町村へは個別訪問による働きかけを行ってまいりました。

その結果、令和2年度末までに全ての市町村が計画作成に着手する見込みであり、今後は、議員お話しの計画の作成率を向上させていく必要がございます。

大きな課題の一つとして、個別計画では地域住民の方に災害発生時の支援者となっただけが必要ありますが負担が大きく、支援者の確保が難しいため計画作成がなかなか進まないというお話を聞いております。

避難行動要支援者名簿に基づく個別計画は、市町村が自治会、自主防災組織、民生委員等と協力しながら、実効性のあるものとするよう作成することが重要です。

お話しのあった、さいたま市大宮区三橋4丁目自治会の取組は、計画の上で、ある方の支援者となられるお一人の方に責任や負担が集中しないよう、地域住民が相互に補完し合いながら地域の避難行動要支援者に関わっている事例であり、計画作成の推進に向け大変参考となる事例と考えます。

こうした事例を市町村に対する研修会などで積極的に情報提供してまいります。

県といたしましては、今後ともより多くの避難行動要支援者の個別計画が作成されるよう市町村に強く働きかけてまいります。

【村岡県議の再質問要旨】

要配慮者全てを個別計画に載せなければいけない点から考えれば、研修会で市町村に事例を紹介することだけではなく、決意を含めて今一度答弁を求める。

【福祉部長】

単に研修会などで情報提供するだけではなく、まず市町村とは作成の課題について、よく意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、特に支援が必要である場合や市町村の方から御要望があれば関係機関との会合の場に出向いて一緒に考えるなど、個別の対応も検討してまいりたいと考えております。

【村岡県議】

東日本大震災発生後、岩手県では、感染制御専門班「いわて災害時感染制御支援チーム（通称 I C A T）」が作られました。災害被災地の感染症リスクの把握、避難所での感染対策の指導、感染症発生状況の調査、衛生状況が悪化している避難所、感染症の恐れのある避難所への感染制御の医療チームの派遣など、避難所での感染症のまん延を防ぐ活動を行っています。大変、参考となる取り組みです。先日、視察した感染制御に取り組む民間企業でも、社内に感

染対策支援チームをつくっていました。今年の台風では本県は、幸いに大きな被害は避けられましたが、コロナ禍での避難を余儀なくされた住民もおりました。今や「複合災害」の時代です。避難所における感染防止に実効性ある対策が求められています。そこで提案ですが、I C A Tを参考に、(仮称)「埼玉災害時感染制御支援チーム」の創設を検討して頂きたい。
知事の答弁を求めます。

【大野知事】

次に、「災害死亡者ゼロへ、実効ある避難計画と感染症対策を」のお尋ねのうち、I C A Tを参考に、(仮称)「埼玉災害時感染制御支援チーム」の創設の検討についてでございます。

本県では、感染症の専門家で構成されるクラスター対策チームである「COVMAT」を組織しています。

福祉施設や医療機関において、新型コロナウイルス感染症のクラスター化を避けるため、発生の初期段階で現地に派遣し感染拡大を防いでおり、既に7月から28回の派遣実績があります。

このCOVMATは、議員お話しの「いわて感染制御支援チーム（I C A T）」も参考に組織したものであります。

通常、災害時には、保健所が市町村と連携して避難所の感染症対策に当たりますが、大きな災害が発生した際には、保健所での役割が十分に果たせなかった例も伺っております。

災害時の感染症対策を強化するため、避難所などへCOVMATの機能を生かしたチーム派遣を検討してまいります。

【村岡県議】

3、川口特別支援学校の過密解消と肢体不自由児の負担軽減を

特別支援学校の過密問題では、わが党は繰り返し解消のための、増設・整備を求めてきました。現在、コロナ禍のもと、基礎疾患をもつ子どもたちの多く在籍する特別支援学校では、とりわけ3密から身体的距離をとることが大切です。しかし、現状は深刻です。

文部科学省が発表している「令和元年度 公立特別支援学校の教室不足調査結果」によると、埼玉県は187の教室不足とあります。そうした中、「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき、これまで戸田かけはし高等特別支援学校や(仮称)県東部地域特別支援学校の整備や、松伏、宮代、上尾南・北本高校内の分校設置が決められています。これまでの計画で187の教室不足は解消されるのでしょうか。今後見込まれる更なる増加にも対応できるのでしょうか？ 私は、整備計画の見直しが必要だと考えますが、以上、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

御質問3「川口特別支援学校の過密解消と肢体不自由児の負担軽減を」について、お答えを申し上げます。

まず、これまでの計画で187の教室不足は解消されるのか、今後見込まれる更なる増加に対応できるのか、整備計画の見直しが必要ではないかについてでございます。

県では、平成31年3月に策定した「埼玉県特別支援教育環境整備計画」に基づき、過密の著しい地域に、新設校や高校内分校の設置、校舎の増築を重点的に進めているところ です。

しかしながら、児童生徒数は当面増加することが見込まれることから、私自身も過密状況の解消には更なる取組が必要と認識しております。

今後とも、将来の児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学校の過密解消に向けて取り組んでまいります。

【村岡県議】

特別支援学校の教室不足の根本原因は、「ひと教室は何人で使う」などの設置基準がないことですが、中央教育審議会は9月28日、ついに特別支援学校設置基準の策定や教室不足の解消にむけた施設整備の推進を国に求めました。永年、関係者が切望していた設置基準ですが、現状が追認されたりする「設置基準」の策定では意味がありません。そこで策定に当たっては、すべての特別支援学校の過密・マンモス校の解消と教室不足の抜本的な解消、特別支援教育の充実につながる設置基準とするよう、国へ強く要望して頂きたい。教育長の答弁を求めます。

【教育長】

次に、特別支援学校設置基準の策定にあたり、教室不足の解消と特別支援教育の充実につながるよう強く国へ要望すべきについてでございます。

現在、国において、特別支援学校設置基準の策定について検討されていることは承知しております。

特別支援学校の教育環境の充実につながるよう、引き続き様々な機会を捉えて国に強く要望してまいります。

【村岡県議】

現在、戸田翔陽高校の敷地内に「戸田かけはし高等特別支援学校」が2021年4月の開校めざして建設中です。ここに川口特別支援学校の高等部が移転してきますが、保護者の中には、環境が変わることへの不安や、今より学校が遠くなってしまう、などの不安の声もあがっています。是非、丁寧に説明して頂きたいが、どうか。また、戸田かけはしの開校によって、川口特支の過密はどの程度解消されるのか、来年度は小学部の入学者も激増すると聞いています。教育長よりお答え下さい。

【教育長】

次に、戸田かけはし高等特別支援学校への転学に際し、保護者の不安に丁寧に説明すべきについてでございます。

平成30年11月に、転学対象の児童生徒の保護者向けに説明会を行い、その際、一部の保護者の方から心配や不安の声をいただきました。

その後、延べ3回の個別相談会を実施し、保護者の方々の心配や不安を解消できるよう丁寧に対応してまいりました。

さらに、今年度も保護者向けの説明会を4回実施しております。

引き続き、保護者の方々が安心して児童生徒を新校に送り出せるよう丁寧な対応を行ってまいります。

【村岡県議】

私は今年の2月定例会一般質問で、川口には肢体不自由児のための特別支援学校がないため、家から片道2時間、往復4時間かけて越谷特別支援学校に通学している肢体不自由児もいること、生徒も家族も余りに重い負担を背負っている現状を紹介しました。その越谷特支自体も過密が大問題になっていることも訴えました。そして川口に肢体不自由のための特別支援学校を作るよう、当時の教育長に求めました。教育長は「かなうことであれば、川口市内に肢体不自由特別支援学校の予算をお認めいただいた上で造ることができればと思います、川口市ともこれまで公的な施設の活用が可能ではないかなどについて相談してきておるところでございます」と答弁されました。そこで教育長伺います。川口での肢体不自由児のための特別支援学校設置への検討状況と設置への決意をお答え下さい。

【教育長】

次に、川口特別支援学校の過密はどの程度解消されるのかについてでございます。

川口特別支援学校は、この度の通学区域の再編により、小学部と中学部のみの学校となり、高等部の生徒100名程度が転学いたします。

一方、川口特別支援学校への新たな入学生や、草加かがやき特別支援学校など近隣の特別支援学校からの転入生が増えるため、今年度と比べ50名程度過密が解消するものと見込んでおります。

次に、川口での肢体不自由児のための特別支援学校設置への検討状況についてでございます。

川口市への肢体不自由特別支援学校の設置につきましては、川口市教育委員会との情報交換を今年度も継続的に行ってまいりました。

しかしながら、現時点では適切な施設や敷地の確保が困難であることなどから、難しい状況でございます。

そこで県では、児童生徒の通学における負担軽減が図られるよう、スクールバスの運行や通学区域の見直しなど、様々な観点から検討を進めております。

引き続き、川口市教育委員会と情報交換を行いながら、肢体不自由特別支援学校の設置の可能性も含め、教育環境の向上にしっかりと取り組んでまいります。

【村岡県議】

4、かけがえのない見沼田圃の保全と農業振興を

江戸時代、井澤弥惣兵衛為永（いざわやそべえためなが）により見沼代用水が開削され、新田開発されたのが見沼田圃です。現在では、さいたま市と川口市の2市にまたがる田園風景の広がる約1260haの大規模緑地空間として、県民の憩いの場となっています。地区内には芝川と加田屋川が流れ、東西の縁には見沼代用水がひかれ、水辺や遊歩道、桜並木や公園が整備され、都市住民向けの農園整備もあり、水田体験やそばや芋づくり体験、また、福祉農園など、多様な活用がなされています。豊かな自然が残され、県南地域における野鳥の宝庫として貴重な自然学習の場ともなっています。他方で、今や見沼田圃とは名ばかりで埋め立てが進み、田圃は全体の5%しか残っていないと言われています。

そこで伺います。知事は、このかけがえのない見沼田圃をどう守り、次世代にどうつないでいくおつもりですか、お答え下さい。

【大野知事】

最後に、「かけがえのない見沼田圃の保全と農業振興を」のお尋ねのうち、見沼田圃をどう守り、次世代にどうつないでいくのかについてでございます。

見沼田圃は、首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間です。

農地だけではなく、緑のトラスト保全1号地などの斜面林や、見沼代用水などの水辺空間もあり、数多くの動植物が生息する豊かな自然にあふれ、広く県民に親しまれています。

県では、この見沼田圃を将来にわたり守っていくため、平成7年に、さいたま市、川口市と連携して「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」を定め、その保全に取り組んでおります。

基本方針では、見沼田圃の治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地などとして土地利用を図ることとし、それ以外の土地利用を抑制することで、見沼田圃の保全を図ってまいりました。

また、平成10年には、県が土地の買取りや借受けを行って公有地化する事業をスタートさせ、農地として持続的に活用するスキームも導入しています。

しかしながら、近年は耕作放棄地も増加しつつあることから、新規作物の実証栽培などの農業経営に向けた施策も講じるなど、見沼田圃を取り巻く環境の変化にも対応してきたところ です。

引き続き、見沼田圃の状況を注視し、さいたま市、川口市と十分に連携して必要な施策を講じるなど、その状況を踏まえながら適切に対応してまいります。

私は、埼玉版SDGsにおいても「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」を重点テーマとしたところであり、この地域を治水・緑地・農業などの恩恵が感じられる空間として次世代に引き継ぐことは、我々の責務であると考えております。

現在の基本方針の基となった見沼三原則は、私の祖父が川口市長時代に申し入れ、昭和40年に県が策定したものです。

私は、その思いもしっかり受け継ぎ、見沼らしさを次世代につないでいくよう、かけがえのない見沼田圃を守ってまいります。

【村岡県議】

もともと見沼たんぼの大半は農地で、「見沼三原則」により土地利用が規制されてきました。急速な都市化の進行などから、見沼田圃の保全・活用・創造を図るとした新たな土地利用方針へと変わりました。現在、県は見沼田圃公有地化事業と農地中間管理事業を進めています。しかし、農家の高齢化と後継者問題、耕作放棄地の増加、さらに、排水河川の未整備、ごみの不法投棄など現状は深刻です。一方、農家にショウガの栽培を委託して、発酵ジンジャーエールを生産販売する取組や、若い農業者による有機農業への挑戦も生まれるなど、新たな試み見られます。課題は山積していますが、県として、今後の見沼田圃の農業振興をどう推進していくつもりか、農林部長よりお答え下さい。

【農林部長】

御質問4「かけがえのない見沼田圃の保全と農業振興を」についてお答えを申し上げます。

まず、今後の見沼田圃の農業振興をどう推進していくのか、についてでございます。

見沼田圃は花・植木や野菜、水稻などの生産が行われるとともに、市民農園など、都市住民が身近に農業を楽しむ場としての役割も果たしています。

一方で、排水性が低く生産可能な農作物が限られることや、小区画ほ場により規模拡大が難しいことなどから、農業の担い手の確保が進んでいない状況があります。

見沼田圃の農業振興には、環境に適した高収益作物の導入などにより担い手を育成・確保し、農地を有効活用することが重要と考えています。

県では、これまでも湿害に強いさといもなどの栽培技術の向上を支援してまいりました。

現在は、にんにく、たまねぎなど収益が見込める新たな作物の導入試験を行っており、今後、試験結果に基づき普及拡大に取り組んでまいります。

また、担い手を育成・確保するため、青年農業者組織の活動支援や就農希望者への実践的な研修を行うとともに、農地中間管理事業による農地の集積を推進してまいります。

見沼田圃は首都近郊のまとまった農地であることから、今後とも、地元市や関係団体などと連携し、見沼田圃の農業振興に取り組んでまいります。

【村岡県議】

先日私は、さいたま市緑区の見沼代用水東縁周辺へ行き、農家から直接お話を伺いました。案内された畑では、道路境に街路樹のメタセコイヤの巨木が連なりメタセコイヤ街道と呼ばれています。農家の方からは、その巨木の根が水路を壊し、畑の中にまで伸びてきている。トラクターの刃も折れてしまう。細かい枯葉が畑一面に落ちて、ほうれん草など葉モノ野菜では、葉の間に入ってしまい大変だ、など、深刻な訴えでした。さらに農業用の用水路及び排水路も深刻な状況です。各所で壊れ土砂で埋まり、水路としての機能を果たしておりません。水路の底が浅くて勾配がとれてない箇所もあります。また、農業者用の管理道路も未舗

装箇所が多く、雑草が生い茂って車の通れない道路もあります。農林部長に伺います。こうした農業用インフラの実態把握を行い、改修計画を立て整備を図って頂きたい。

【農林部長】

次に、農業用インフラの実態把握を行い、改修計画を立て整備を図ることについてでございます。

農業用排水路や農道、農地などの農業基盤整備を行うためには、まず、関係する農業者の皆様に事業の実施について合意していただく必要があります。

また、事業費について農家の負担を軽減する地元市の支援も欠かせません。

20ヘクタール以上のまとまった農地であれば、市を通じて申請していただくことで県が事業主体となり調査や整備を行うことが可能です。

一方、小規模な区域であれば、市が事業主体となって整備を進めることも可能です。

農業基盤整備には、様々な手法がありますので、県としては地域の実情に応じた整備が実施できるよう支援してまいります。

次に、見沼代用水東縁の五斗蒔橋から國昌寺橋区間に関わってです。各所に漁礁が設けられていますが、どれもごみや土砂がたい積してその機能を果たしていません。農家からは、水自体は透明できれいなものだから、ごみや土砂は撤去して、世界かんがい施設遺産にふさわしい水路にして水をひけるようにして欲しいとの声です。この区間には、緑のトラスト保全第1号地もあります。そこで、原型保存区間にふさわしい水辺環境となるよう整備して頂きたい。合わせて答弁を求めます。

【農林部長】

次に、原型保全区間にふさわしい水辺環境となるよう整備することについてでございます。

見沼代用水東縁の五斗蒔橋から國昌寺橋までの約1.1キロメートルの区間は、水路、田んぼ、斜面林などの景観がすばらしく、原形のまま保全すべきとの要望が地元の市民団体などからありました。

このため、県では、昭和63年度までに、用水機能を確保しつつ、景観に配慮した改修を行うとともに、その後も護岸などの補修を行ってまいりました。

また、農業用水の通水や水質の支障となる大きなごみなどの撤去を行ってまいりましたが、昨年、世界かんがい施設遺産に登録されましたので、今後は、世界かんがい施設遺産にふさわしい水路として、よりきめ細かな管理に努めてまいります。

【村岡県議】

最後に、河川改修についてです。加田屋川の中野橋の上流と下流では様子が全く違うことに驚きました。上流に比べ下流は全く整備されておりません。農家の話では台風や豪雨の時は、周辺の畑はたびたび浸水被害となる。しかも、補償は一切ない、バックウォーターもあ

って、芝川との合流地点では溢れやすく、改修して欲しいと、切実な要望です。農業振興、就農支援と言われるが、これでは辛すぎる、との声でした。

加田屋川及び芝川の河川改修の今後の見通しについて、県土整備部長よりお答え下さい。

【県土整備部長】

御質問4「かけがえのない見沼田圃の保全と農業振興を」についてのうち加田屋川及び芝川の河川改修の今後の見通しについてお答えを申し上げます。

加田屋川は、さいたま市が管理する準用河川であり、県が管理する一級河川芝川に合流する支川です。

このうち、芝川合流点から中野橋までの約2キロメートル区間について、芝川の河川改修に関連する工事は、県が行うこととなっておりますが、維持管理はさいたま市が担当しています。

昨年の令和元年東日本台風では、ご指摘のあった加田屋川ほか、芝川流域の多くの箇所で見水被害が発生しており、流域全体で治水安全度を向上させる必要があると考えております。